

自己決定にかかわる支援における偶有性とそれを活かす組織についての実証的研究

三井, さよ / MITSUI, Sayo

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2015-04

平成 27 年 4 月 22 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730497

研究課題名（和文）自己決定にかかわる支援における偶有性とそれを活かす組織についての実証的研究

研究課題名（英文）The Empirical Study of the contingency and organization on supporting the process of self decision

研究代表者

三井 さよ (MITSUI, Sayo)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：00386327

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000 円

研究成果の概要（和文）： 自己決定が困難と言われがちな知的障害・発達障害当事者の自立生活への支援活動団体での参与観察を継続して行い、また関連する諸団体での聞き取り調査等も行うことで、自己決定という概念そのものを問い直した。自己決定はある一定の時空間だけでなされるものではなく、長いプロセスの中でさまざまな条件と本人なりの受けとめ方、周囲のかかわりの中でなされるものであり、またその後も繰り返しやり直されていくものである。それを支援するとき、支援者には一定の同一性と同時に、内部での複数性を必要とする。そのためには組織内部に偶発的な要素（具体的には「できない」スタッフや「無駄」に見える時間）を取り込むことが必要である。

研究成果の概要（英文）： From the participative observation in the activities supporting for the independent living of the learning disabled and autistic, I reconsidered about the concept of self decision. Self decision is the long process of going back and forth and the results of the conflicts of the many people concerned. In supporting the learning disabled and autistic make self decision, the attendants group need plurality and contingency in themselves.

研究分野：社会学

キーワード：知的障害 支援 偶発性

1. 研究開始当初の背景

社会保障制度の構造改革が進む中、自己決定／自己責任が当然視される社会となってきた。

そうした中、自己決定が「困難」とされる人たちをどうするかという問題が浮上している。特に知的障害・発達障害などの障害当事者については、成年後見制度でしか対応できないかのように言われたり、そもそも自己決定が可能であるとは捉えられていない現場が多かったりもする。さらにいえば、自己決定が「困難」であるがゆえに、生命倫理などでの「人間」と「動物」の境界例であるかのように扱われることもある。

これらの背景にあるのは、自己決定とは何かについての十分な理論的検討の不足と、それを支えるということの内実に関する発想の貧困さ（これはおそらく現行の福祉制度の不足ゆえである）である。

2. 研究の目的

こうした背景のもと、本研究は、知的障害の当事者に対する支援や認知症の人の生活支援に関する実証研究を通して、特に、理性的な判断主体として他者とコミュニケーションすることが困難な人たちへの支援を中心に、そうした際の支援とは何か、なぜ問われるのか、その内実をどのように捉えればいいのか、相手が支援者とのかわり方で偶有的な存在であることを踏まえ、支援者の側の偶有性をいかにして担保するのかを中心に検討する。そしてその偶有性を支える組織のあり方と、地域とのかかわり方にも注目する。

本研究は、支援を実践する人々と支援を受けながら自らの生活を生き抜く人々に関する調査研究から、支援とは何か、何がなぜ問われるのか、支援を可能にする組織や制度のあり方とは何かを考察するものである。

ケアや支援については、どのようになされればいいのかについて、次の三つの点が主に問われてきたように思われる。第一に、支援を必要としている本人の言葉や意思に耳を傾け、その通りに支援を行うことである。第二に、専門家と呼ばれる医師・看護師・介護福祉士・社会福祉士・ヘルパーなどが、相手にとって何が必要なのかをそのつど個別に判断していくことである。第三に、本人の勝手に任せたり、専門家の人たちの恣意に任せたりすることは危険だとして、ある種のマニュアルやルールを作り、その遵守を求めることである。ケアや支援の現場は、それを必要とする人が社会的に弱い立場に置かれていること、支援を必要とする脆弱性（ヴァルネラビリティ）を有しているために、何らかの形でケアや支援がなされるための基準となるものが必要となるが、それらに関する多く

の議論は、上記の三点にまとめられよう。

第二の点は、多くの医療者が主張してきたことであるが、専門家主義に陥る危険を持つ。確かに恣意的な判断でしかまわせない瞬間は多々あるのだが、専門家と呼ばれる人々も自らの専門分野を超えれば知らないことの方が多く、また支援やケアにおいては、ただ疾患だけを見ればいいのではなく、ときにその人の人生全体や生活全体にかかわらざるを得ない。そうしたとき、有限の存在である人間の恣意に任せることは、特にその人に専門家としての権威が付与されているときには、非常に危険である。

また、第三の点であるマニュアルやルールは、そこから外れるケアの受け手を取りこぼしてしまう。マニュアルやルールは、作った人の頭の中から出ることではできず、想定されていなかったようなケースには対応できない。だが、ケアや支援は相手の生を支えようとするものであり、相手の生はそれこそ千差万別である。それらに向き合うためには、マニュアルやルールにはおのずと限界がある。

そこで重視されてきたのが主に第一の点だったと言えるだろう。1970年代以降、医療や福祉においてはそれまでの専門家主義を打破しようとする当事者運動がさまざまな形で生じた。医療ではインフォームド・コンセントの重要性が訴えられ、医療事故などについても告発がなされるようになった。福祉分野においては、特記すべきはやはり障害の当事者による自立生活運動であろう。それまでの「自立」といえば経済的自立か ADL 自立かという狭い考え方を打破し、生活保護を受け、日常的な介助を獲得しながら、自らの生活を地域でつくっていくというあり方が、当事者たち自身によって切り拓かれた。そこで重視されたのが、第一の点に相当する、本人の意思である。介助者たちは本人の意思を勝手に斟酌するのではなく、本人の指示に従い、本人の生活の中で必要だと言われたことだけをやるべきだと言われた。医療・福祉の考え方が根本から問い直されたといってもいい。

ただ、1990年代頃から、新たな問いが出てきたと思われる。1970年代以降に生じた当事者運動は、理性的に状況を判断する主体像を前提としており、そうではない主体の自己決定をほとんど想定していなかった。だが、認知症の人や知的障害の当事者たちは、もちろん意思を持つ個人なのだが、その意思するところが他者には伝わりにくい。また、他者からの情報伝達も困難なことがある。そうしたケースにおいて、理性的に決断ができることを前提としたインフォームド・コンセントや身体障害の当事者たちの姿に学ぶだけでは、結局はその人たちの思いは見過ごされ、

「何もわからない人」「できない人」に貶められてしまう。1990年代は、そうして思いを見過ごされてきた人たちが、実はその人なりの論理と考え方で生きている人たちでもあることが示された時期でもあった。知的障害の当事者運動であるピープルファースト運動が日本でも取り入れられ、また認知症の人についての理解は劇的に進展した。

その上で、私たちに問われているのは、「何もわからない人」「できない人」に見えてしまっていた人たちを、そう決めつけてしまうのではなく、その人が自己決定し、人生を自ら切り開いていくのを支えるような支援とは何か、である。知的障害の当事者や認知症の人との間で情報伝達という意味でのコミュニケーションが困難なとき、支援者は何に留意しながら、どのようにして支援を展開していけばいいのか。

そしてそのとき、支援とは何かが根本から問われることになるであろう。多くの支援論が想定してきた上記三つの考え方は、どれも支援者と要支援者を単独主体として捉える傾向にあり、その間の利害関係の調整を考える姿勢である。だが、支援者も要支援者も、単独で成立する主体ではなく、どちらも相手との関係の中で主体として成立しており、そのかわりによって偶有的な存在である。当事者の自己決定そのものを支援しようとするとき、その偶有性を踏まえることが肝要となる。

3. 研究の方法

本研究は、二つの実証研究と、一つの理論研究とに基づくものである。第一に、多摩市における、知的障害の当事者による自立生活や自己決定・自己選択・自己実現に向けた支援に関するアクション・リサーチを行う。また、知的障害の当事者がどのように扱われてきたかという体系的な歴史研究があまりないため、同時に支援運動の歴史的経緯について日本全体を視野に入れると同時に多摩固有の文脈にも留意する。第二に、認知症の人への支援に関する実証研究である。地域で暮らす認知症の人への支援を行う団体への調査研究も行う。最後に、近年のケア倫理や承認論を活用しつつ、理論的な研究を行う。それらによって支援とは何か、偶有性を議論の核として問うていく。

4. 研究成果

数は決して多くはないが、知的障害・発達障害の当事者が、地域の人やモノに危害を与えるというケースはないわけではない。また、そうしたケースこそが自己決定支援におけるクリティカルな局面のひとつでもある。こうした認識から特に研究では途中からこの点に注目した。知的障害・発達障害の当事者

の言動について、いわゆる「健常者」は自らのルールや規範に当てはめて「理解」してしまう傾向にあるが、多摩地域での支援活動はそうしたものと異なり、当事者と周囲とのかわりを二重の偶有性として捉えかえすものだった。

N・ルーマンの議論によれば、二重の偶有性はいわば社会であり続けることそのものである。ケアや支援について、従来の型として成立しているもの（いわばシステム）は多々あり、それらの存在が否定されなくてはならないわけではないが、特にクリティカルなケースにおいては、それらだけでは立ち行かず、システム以前のところ、すなわち二重の偶有性そのものに立ち返らなくては、支援というシステムそのものが成立しない。

さらにいえば、そのことを踏まえたとき、自己決定の支援という仕組みも別様に見えてくる。自己決定は、単に自分の人生を自分で決めるということではない。それは同時に他者の生活を決めることも意味するのであり、まさに社会的な存在であることの一部である。それを支援するというのは、単にその人に決めさせてやる、そのための情報や手段を提供してやるということではなく、その人と社会であり続けようとするということでもある。

そのように捉えかえすと、従来の自己決定支援論がいかにか表面的な議論にとどまっていたかもよく見えてくる。支援者は支援をする主体というより、相手と社会的であり続けるという主体として（これは同時に客体とさせられてしまうということも意味するが）立ち現れることになる。

そうした試みを継続し続けるためには、個人の努力だけでなく、組織としてのありようが大きな意味を持つ。ただしそれは、一般的に考えられるような、一律の対応や構成員保護の仕組みというよりも、偶有的であり続けることをそれとして含みこむような組織のありようである。

具体的な組織のありようは歴史的・社会的文脈にもかなり大きく左右され、このような形が望ましいとまで言い切ることはできない。特定の文脈の中でしか論じることではできず、むしろより多くの事例研究を必要とする。この点は今後の課題である。

ただ、いずれにしても個々人の努力の問題でもなければ、支援システムを高度化すればいいということでもない。社会としてのありようの問題であり、当該の支援制度を超えた射程の広いところから考えなくてはならないことが明確になった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 5 件）

①三井さよ、支援者があえて「ものがたる」

ということ——知的・発達障害当事者への地域生活支援から、査読無、N：ナラティブとケア、6、2015、41-46.

②三井さよ、矯正職員の感情労働、査読無、刑政、124(6)、2013、56-66.

③三井さよ、これからの「ケア」のために——心揺り動かされる仕事、査読無、労働の科学、68(1)、2013、12-16.

④三井さよ、生活の場での協働／専門職性、査読無、保健医療社会学論集、23(2)、2012、32-38.

⑤三井さよ、「知的障害」を関係で捉えかえす——痛みやしんどさの押しつけを回避するために、査読無、現代思想 39(11)、2011、227-237.

〔学会発表〕(計 3 件)

①藤原良太・三井さよ、就学運動における「教育」と「介助」とは——「関係」という視点からの検討、障害学会、2014.11.9. 沖縄国際大学(沖縄県宜野湾市).

② Sayo MITSUI, “Inclusion through communication: Support activities for the learning-disabled and autistics in Tama, Tokyo,” XVIII ISA World Congress of Sociology, Yokohama, Japan, 17/07/2014.

③藤原良太・三井さよ「就学運動が主張した『子どもたちを分けない』とはどういうことか」福祉社会学会,2014.6.29. 東洋大学白山キャンパス(東京都文京区).

〔図書〕(計 1 件)

①三井さよ、生活書院、割り切れないままに——「支援で食べていく」をどう考えるか?、支援 vol.4、2014、276 (71-86) .

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三井さよ(MITSUI Sayo)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：00386327